

○北谷町小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年5月31日

訓令第11号

改正 平成18年11月1日訓令第30号
平成20年7月7日訓令第19号
平成24年3月23日訓令第6号
平成25年3月18日訓令第11号
平成26年11月18日訓令第35号
平成27年6月24日訓令第38号
平成27年12月25日訓令第48号
平成28年2月24日訓令第4号
平成28年3月16日訓令第11号

(目的)

第1条 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業は、平成27年5月28日雇児発第0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小児慢性特定疾病対策総合支援事業の実施について」に基づく事業（以下「小児慢性特定疾病治療研究事業」という。）の対象となっている者（以下「小児慢性特定疾病児」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の種目欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の対象者欄に掲げる小児慢性特定疾病児とする。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾病治療研究事業を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象となる者は除くものとする。

(給付の申請)

第3条 町長は、用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）に対し、日常生活用具給付申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）に小児慢性特定疾病医療受診券の写しを添えて申請させるものとする。

2 町長は、申請書を受理したときは、当該対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、速やかに調査書（日常生活用具給付事業）（第2号様式）を作成するものとする。

(給付の決定)

第4条 町長は、内容を審査のうえ、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 町長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）及び日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）（第4号様式）を、その申請を却下することを決定した場合には、日常生活用具給付却下通知書（第5号様式）をそれぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第5条 用具の給付は、次の各号により行うものとする。

(1) 町長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作若しくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

(2) 町長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案のうえ決定するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 対象者の扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により扶養義務者が負担する額（以下「扶養義務者負担額」という。）の基準は、別表第2に定める額とする。

3 扶養義務者は、給付を受ける用具の価格が別表第1に掲げる基準額を超えるときは、前項の扶養義務者負担額に加えて、当該用具の価格と当該基準額との差額を負担するものとする。

4 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し、給付券を添えて前2項の規定により扶養義務者が負担すべき額を支払うものとする。

5 町長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から扶養義務者負担額を減じた額を支払うものとする。

6 前項の規定による業者からの請求は給付券を添付して行うものとする。
(用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 前項の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第8条 町長は、用具の給付の状況を明確にするため日常生活用具給付台帳（小児慢性特定疾患児）（第6号様式）を整備しておくものとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令第30号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成20年訓令第19号）

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2D階層の項世帯の階層（細）区分の欄の規定については、平成20年6月30日までの間は、次のとおりとする。

A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額4,800円以下	D1階層
	4,801～9,600円	D2階層
	9,601～16,800円	D3階層
	16,801～24,000円	D4階層
	24,001～32,400円	D5階層
	32,401～42,000円	D6階層
	42,001～92,400円	D7階層
	92,401～120,000円	D8階層
	120,001～156,000円	D9階層
	156,001～198,000円	D10階層
	198,001～287,500円	D11階層
	287,501～397,000円	D12階層
	397,001～929,400円	D13階層
	929,401～1,500,000円	D14階層
	1,500,001～1,650,000円	D15階層
	1,650,001～2,260,000円	D16階層
	2,260,001～3,000,000円	D17階層
	3,000,001～3,960,000円	D18階層
	3,960,001円以上	D19階層

3 改正後の別表第2備考2(2)ウの規定については、平成20年6月30日までの間は、次のとおりとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算

された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の2、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

附 則（平成24年訓令第6号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年訓令第11号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第35号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年訓令第38号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年訓令第48号）

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第4号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年訓令第11号）

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の北谷町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

種目	対象者	性能等	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4,810円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るものただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,170円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	166,320円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	64,800円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者	97,200円

		が容易に使用し得るもの	
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	72,360円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,200円
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	76,030円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,130円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	60,910円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	21,600円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	40,820円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	38,880円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	17,170円
ストーマ装具(蓄便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾患児童又は介助者が容易に使用し得るもの	111,460円
ストーマ装具(蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾患児童又は介助者が容易に使用し得るもの	146,450円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾患児童又は介助者が容易に使用し得るもの	126,360円

別表第2 (第6条関係)
徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準 月額	加算基準 月額
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	
		C1階層 所得割の額のある世帯 C2階層	230 290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得	所得税の年額2,400円以下	D1階層 350
		2,401~4,800円	D2階層 380

税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,801～8,400円	D3階層	4,250	430
	8,401～12,000円	D4階層	4,700	470
	12,001～16,200円	D5階層	5,500	550
	16,201～21,000円	D6階層	6,250	630
	21,001～46,200円	D7階層	8,100	810
	46,201～60,000円	D8階層	9,350	940
	60,001～78,000円	D9階層	11,550	1,160
	78,001～100,500円	D10階層	13,750	1,380
	100,501～190,000円	D11階層	17,850	1,790
	190,001～299,500円	D12階層	22,000	2,200
	299,501～831,900円	D13階層	26,150	2,620
	831,901～1,467,000円	D14階層	40,350	4,040
	1,467,001～1,632,000円	D15階層	42,500	4,250
	1,632,001～2,302,900円	D16階層	51,450	5,150
	2,302,901～3,117,000円	D17階層	61,250	6,130
	3,117,001～4,173,000円	D18階層	71,900	7,190
	4,173,001円以上	D19階層	全額	左の徴収 基準月額 の10% ただし、そ の額が 8,560円に 満たない 場合は 8,560円

備考

- 1 徴収月額の決定の特例
- ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表第2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。
- 2 世帯階層区分の認定
- (1) 認定の原則
- 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。
- (2) 認定の基礎となる用語の定義
- ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時他の土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。
- イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対

して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。